３．「暗号資産の保有又は移転の仕組み」は、暗号資産の発行又は移転に係る記録の方法や取引の認証方法等、当該暗号資産の保有又は移転の仕組みについて簡潔に記載（又は図示）すること。

４．「暗号資産の発行状況」は、発行者の有無、発行者の名称、総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。

５．「暗号資産の流通状況」は、国内の暗号資産交換業者又は海外の事業者で既に取り扱われている暗号資産の場合には、当該事業者における当該暗号資産の取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、ＩＣＯにおいて発行されたトークンの場合は、当該ＩＣＯに基づくトークンの販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。

（第５面）

６．「暗号資産に表示される権利義務の内容」は、暗号資産に表示される権利に係る債務者の名称を併せて記載すること。

７．「その他事項」は、特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称及び当該保証の内容、暗号資産の価値又は仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者や事業が存在する場合は、その者の名称及びその事業の概要並びにその他利用者が認識すべき当該暗号資産の特性について簡潔に記載すること。

８．取り扱う暗号資産の概要について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第５面の次に添付すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

［加える。］

［加える。］

（第５面）

⑵　仮想通貨交換業の概要図